

盛土規制法

添付図書一覧【宅地造成又は特定盛土等に関する工事】

図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
許可申請書			省令様式第2号 省令第7条第1項
位置図	1/10,000 以上	方位、道路及び目標となる地物	省令第7条第1項第1号
地形図(現況図)	1/2,500 以上	方位、土地の境界線(赤枠)、縮尺、地形、地盤高	・等高線は2mの標高差を示すもの 省令第7条第1項第1号
土地求積図		・土地利用面積(建築敷地面積等) ・造成面積	市細則第5条第1項第3号 市細則第5条第1項第6号
造成計画平面図	1/1,000 以上	・方位、申請区域の境界(赤枠)、切土(茶色)若しくは盛土(緑色)をする土地の部分及び各面積、擁壁、がけの位置及び擁壁の種類、擁壁の底版線、道路の位置・形状・幅員・(建築基準法上の)種類、縦横断線の位置と記号、地形、宅地の地盤高及び面積、宅地表面の仕上げ、関連する承認工事等の範囲	・定期報告の要否 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すこと 省令第7条第1項第1号
造成計画断面図	1/1,000 以上	・切土(茶色)又は盛土(緑色)をする前後の地盤面、擁壁、がけの位置、地盤高	省令第7条第1項第1号
排水施設計画平面図(雨水)	1/500 以上	・排水施設の区域界及び排水施設の位置、種類、材料、形状、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称、排水施設の記号、集水系統ブロックの記号、設置する施設の新設・既設の旨	・造成面積が 1,500 m ² をこえる場合は原則として、流量計算書を添付すること 省令第7条第1項第1号
排水施設縦断図(雨水)	1/500 以上	・マンホールの記号、種類、位置及び深さ、マンホール間の距離、排水渠勾配、管径、土被り、管底高、計画地盤高及び地盤高	市細則第5条第1項第8号
排水施設構造図(雨水)	1/50 以上	・構造詳細図(開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水柵、吐口、公共施設との接続部分(最終柵泥ダメ深さ・取付管管種口径))	・終末処理施設を設置する場合は別に図書を添付すること 市細則第5条第1項第8号
土量計算書		・切土、盛土別に土量を算定	市細則第5条第1項第7号
崖の断面図	1/50 以上	・がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ)、切土又は盛土する前の地盤面及びがけ面の保護の方法	・擁壁で覆われるがけ面については、設計条件を示すこと 省令第7条第1項第1号
擁壁の断面図	1/50 以上	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類、寸法、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、水抜き穴の寸法、間隔、基礎杭の位置、材料及び寸法、構造計算書又は大臣認定書・工場認定書の写し(名古屋市型は標準図)	・施行令第10条に定める練積造の場合は構造計算書の添付は不要 省令第7条第1項第1号

擁壁の背面図 (展開図)	1/50 以上	・擁壁の寸法及び見かけ高さ、水抜穴の位置・材料及び内径、透水層の位置及び寸法、前面及び背面の地盤線及び高さ、根入れ深さ、目地の位置、折れ点の位置と角度及び隅角補強の有無	・基礎地盤の必要地耐力を確認する旨を記載すること 省令第7条第1項第1号
鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合の擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書			※鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を使用する場合のみ 省令第7条第1項第2号
安定計算書		土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算	※省令第12条第1号から第3号までに掲げる土地で、15mを超える盛土をする場合 省令第7条第1項第3号
			※省令第8条第1項第1号口の崖面を擁壁で覆わない場合 省令第7条第1項第4号
崖面崩壊防止施設の断面図	1/50 以上		省令第7条第1項第1号
崖面崩壊防止施設の背面図	1/50 以上		省令第7条第1項第1号
崖面防止施設の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書			市細則第5条第1項第10号
大臣認定擁壁認定書及び計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類			※大臣認定擁壁を使用する場合のみ 市細則第5条第1項第9号
申請区域の土地の登記事項証明書			直近3か月以内のもの 市細則第5条第1項第1号
土地の公図の写し		境界線赤枠明示	直近3か月以内のもの 市細則第5条第1項第2号
設計資格に関する申告書及びそれを証する書類(卒業証明書、講習の修了証又は資格、免許等の写し)		・施行令第22条に規定する経歴	造成面積が1,500㎡を超える土地において排水施設を設置する場合又は高さが5mを超える擁壁を設置する場合 市様式第2号 省令第7条第1項第5号 市細則第2条第1号
(申請者が法人の場合)			直近3か月以内のもの 省令第7条第1項第8号

<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し 若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し 			
<p>(申請者が個人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し 			住民票の場合、直近3か月以内のもの
<ul style="list-style-type: none"> 工事主の資力及び信用を証する申告書 			市様式第5号 市細則第5条第4項第1号
<ul style="list-style-type: none"> 直近1年間の納税証明書 		(法人の場合)法人税 (個人の場合)所得税	市細則第5条第4項第2号
<ul style="list-style-type: none"> 資金計画書 			省令様式第3号 省令第7条第1項第9号
<p>(工事施行者が法人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書 			直近3か月以内のもの 市細則第5条第5項第2号
<p>(工事施行者が個人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し 			直近3か月以内のもの 市細則第5条第5項第2号
<ul style="list-style-type: none"> 工事施行者の能力に関する申告書 			市様式第8号 市細則第5条第5項第1号
<ul style="list-style-type: none"> 建設業法第3条第1項の許可を受けていることを証する書類 			市細則第5条第5項第3号
<ul style="list-style-type: none"> 周辺住民周知報告書と周知方法別に以下の書類 			市様式第4号 省令第7条第1項第11号 市細則第4条第1号
<p>(説明会開催の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催の周知範囲が分かる位置図 ・開催案内 ・議事録 ・説明会に用いた資料 			市細則第4条第2号ア
<p>(書面配布の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布範囲が分かる位置図 ・配布した書面 			市細則第4条第2号イ
<p>(掲示及びインターネットによる場合)</p>			市細則第4条第2号ウ

<ul style="list-style-type: none"> ・掲示場所が分かる位置図 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し 			
施行同意書		工事区域内の土地について所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意	市様式第3号 市細則第3条
法違反等がないことの誓約書			市様式第6号 市細則第5条第4項第3号
暴力団等に該当しない旨の誓約書			市様式第7号 市細則第5条第4項第4号
写真		土地及び周囲の状況を明らかにするもの	省令第7条第1項第6号
委任状		・代理人の資格	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の手続きを委任した場合に添付 ・正本のみに添付 ・市様式第17号 市細則第13条、取扱要綱第14条
他法令による許可証等の写し		・承認工事、占用工事、砂防法、区画整理法等	